

会議名称	平成18年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成18年7月21日(金) 14時～16時	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟 6階)	
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、宮原委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	長田保健福祉部管理課長、南雲障害者施設課長、田部井介護予防課長、武笠介護保険課長、馬場生活衛生課長、黒瀬住宅課長、渡辺学務課長、中村区民課長
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長
傍聴者	0名	
配付資料	事前	・平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成18年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・委員名簿 ・平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録(修正版)
次第	1 平成18年度第1回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	平成17年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告7
	平成17年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告8
	平成17年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告9
	平成17年度 小型電子計算組織利用報告	報告10
	成年後見制度における区長の審判請求手続に関する業務の外部委託について	諮問10
	介護予防事業に関する業務の登録について(追加)	報告11
	地域包括支援センターシステムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問11
	医療機関・施設・衛生検査所に関する業務の登録について(追加)	報告12
	医療機関・施設・衛生検査所に関する業務の個人情報に係る本人以外収集について	諮問12
	既存住宅耐震改修工事助成に関する業務の登録について(変更)	報告13
	既存住宅耐震改修工事助成に関する業務の外部委託について	諮問13
	子ども安全ボランティアに関する業務の登録について(新規)	報告14

	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例等の規定を見直すことについて	諮問 14
審 議 結 果	平成17年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告 了承
	平成17年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	
	平成17年度 中央電子計算組織処理状況報告	
	平成17年度 小型電子計算組織利用報告	
	介護予防事業に関する業務の登録について（追加）	
	医療機関・施設・衛生検査所に関する業務の登録について（追加）	
	既存住宅耐震改修工事助成に関する業務の登録について（変更）	
	子ども安全ボランティアに関する業務の登録について（新規）	答 申
	成年後見制度における区長の審判請求手続に関する業務の外部委託について	
	地域包括支援センターシステムに記録する個人情報項目について（新規）	
	医療機関・施設・衛生検査所に関する業務の個人情報に係る本人以外収集について	
	既存住宅耐震改修工事助成に関する業務の外部委託について	
	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例等の規定を見直すことについて	

開 会	
会長	ただいまより「平成 18 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。
委員の委嘱等	
会長	初めに、議員選出の委員の一部の方について交替があったようですが、この件について事務局からご紹介をお願いします。
区長室長	区議会選出委員の一部の方につきまして変更がありましたのでご紹介いたします。富本卓委員、宮原良人委員のお二方でございます。なお、委嘱状につきましてはすでに席上にご配付してありますので、よろしくお願いたします。また、新しい委員の名簿につきましては、皆様の席上にお配りしてありますので、ご確認ください。
会長	次に、本日都合により欠席される委員の方について、事務局から願いたします。
区長室長	本日の会議について、欠席される旨のご連絡がありましたのは、夏目委員のお 1 人です。
平成 18 年度第 1 回会議録の確定	
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、会議次第としてお配りしてあるように、会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしまいたいと思いますので、よろしくお願いたします。最初に、資料 1 の平成 18 年度第 1 回の会議録について、修正や補足説明がございませるか。
法規担当課長	<p>私のほうからは 3 点ございませす。1 点目ですが、郵送しました会議録の 5 頁目に 1 カ所だけ委員の方のお名前を消し忘れてました。委員の方については、ただ単に「委員」と記載して、お名前を出さないというルールでしたが、私どものミスでお名前が入ってしまい、すみませんでした。他は変わっておりませすので、本日、席上に新しく修正した会議録をお配りしてありますので、誠に恐縮なのですが、本日の審議会が終わりましたら、郵送させていただいた会議録については回収させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>2 点目ですが、13 頁をお開きください。前回の審議会のあけぼの作業所の指定管理の質疑です。利用関係について個人情報がどうなっているかという質疑の中で、「国籍」が個人情報として必要かどうかという質疑応答がありました。上から 7 つ目の欄にありますように、障害者施設課長から「どこの国の方かは、ご利用いただくに当たって面接をして、それは施設としては把握できているところですが、登録証の写しまでは収集していません」という答弁がありました。委員からも「把握しているということであれば、国籍について個人情報の登録が必要ではないか」というご指摘がありました。</p> <p>これについては、調査をして今回の審議会に結果をご報告して、必要があれば国籍を加える、ということで審議会の答申をいただきました。調査の結果、施設利用に当たって、面談する中で、行政側から国籍について質問することは一切ありませんが、ただ、その面談の中で、利用希望者のほうから話の一環として、自分の出身国とか国の話が出るような場合もあります。ただし、事務を行う上では、国籍は必要ありませんので、収集も記録も一切していないということでありました。従ひまして、前回、諮問答申いただいたように、国籍については必要ございませすので、記録も収集もしていないということをご報告いたします。</p> <p>もう 1 カ所ですが、これは誤植です。16 頁のいちばん下の欄の会長の発言のところか、「あまりにも手軽に持ち出せるからモラルというかね」となっています。ここは「モラル」ではなくて「漏れる」ということか</p>

	発言でしたので、「あまりにも手軽に持ち出せるから漏れるのですかね」と訂正していただきたいと存じます。
会長	私からお聞きしますが、11頁に意味がよくわからない所があるのです。下から4段目なのですが、「外国の方が利用されるとなると、弁護士の間で国籍というのを必ず記載するところがあるのですが、これは何か記載の中で国籍を収集するのですか」とあるのですが、弁護士事務所の中には、そういうご相談を受けたときに国籍を必ず聞くという所もあるし、ない所もあるようですね。「弁護士の間」というのはそういう意味ですか。
委員	たぶん、私が発言したと思うのです。会に当番弁護士センターがあるのですが、当番弁護士で出勤して接見をすると報告をするのですが、接見報告書の用紙の中に国籍という欄がありまして、それを指摘したのです。私も少し説明不足の点があって、端折った結果、こういう表現になってしまったのだと思うのです。
会長	わかりました。ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会長	なければ、前回の会議録については確定といたします。
報告・諮問事項審議	
会長	次に「報告・諮問事項」の審議に入りたいと思います。 (区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡す)
報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号	
会長	それでは、報告第7号から10号を一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第7号、報告第8号について説明。
情報システム課長	報告第9号、報告第10号について説明。
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。
委員	情報公開請求について取下げが多く見られますが、どういう理由で取り下げられているのでしょうか。
法規担当課長	先ほどの説明の中でもお話ししましたが、すでに行政情報として区民の皆様にお知らせしているものについて公開請求があった場合とか、公開請求はあったけれども、広く行政情報としてお知らせすべきものは、条例上の請求手続によらなくても、情報提供しております。それが、取下げの主な理由です。なお、取下げした情報については、すでに請求者に公開されている状態になっております。
委員	窓口に行って情報公開請求をすると「取下げたらすぐ見せてあげますよ」と言われて、泣く泣く取下げたという話を何人からも聞いていますが、そういう指導をしていらっしゃるのでしょうか。
法規担当課長	どういう趣旨でそのようなご発言があったのかかわからないですが、私としては全くそういうことはないと思っております。例えば3頁にある39番は教科書採択に関するものの公開請求だったのですが、このときには、条例の手続に則りまして公開請求の手続を経て公開しました。その後、こういう情報についての公開請求がたくさんありましたので、請求書の一つひとつ書いて可否決定をして、という手続は煩雑ですので、こういう場合については、情報を請求される方が多くいるということで、行政の説明責任ということで、2階の区政資料室に資料を全部ご用意しました。そのため、公開請求をなさった方については、可否決定の前にそことご覧いただくということで取下げをしていただいたという経緯があります。しかし、取下げをしたら見せるというようなことは、条例の

	制度の本質からいっても、当然その場合に公開するわけですから、こちらから取下げしていただくということをする必要もありませんし、そのような事実については、私どもとしてはないというふうに理解しております。
委員	いまお話になったような事例は、私も実際にそのようにされた方から直に話を伺ったのです。要するに、趣旨は、正式に申請して決着をつけるということについては行政側としては好ましくない、そっちが取下げてくれるなら事実上見せますよ、という扱いを行政の窓口がやっているとは思っているわけです。そのことが公式的に良いか悪いかという問題があって、課長からすれば「そんなことはやっていませんよ」と言わざるを得ないのだけれども、窓口の実態としてはそういうこともあるやに伺っているのです、本人には見せるということで結果的にはオーライなのですが、それが公式的な形ではなくて非公式な形になってしまうものだから、一応、そういうことについて、あるかないか調査をしていただいて、窓口の実態などもご検討いただいたらいいのではないですか。
法規担当課長	情報公開関係の窓口で公開請求を一括して受けていますので、その立場からお話ししたのですが、全庁的に全実施機関の窓口がしていないということは、いま委員からありましたけれども、確認はしていないところもありますので、これは全庁的にそのようなことがないようにしていきたいと思っています。
委員	こと細かに一覧表で処理状況を載せていただいたことについては大変ありがたいと思って、その点は感謝しております。それで、追い討ちをかけるようで申し訳ないのですが、この1頁の一覧表なのですが、統計的に言うと、少なくとも3年なり5年ぐらいの比較ができるような状況がないと、時代なり年度の推移でどういう傾向があるのかわからない。今はコンピュータの時代ですので、せめて3年間か5年間ぐらいについて、比較できるようなものができないだろうかということを検討願いたいと思います。
法規担当課長	わかりました。毎年広報『すぎなみ』の7月1日号に掲載しておりますので、参考としてそれが比較できるような形で次回以降記載していきたいと思います。
会長	よろしく願います。ほかにございますか。
委員	平成17年度の自己情報開示請求の中で先ほどおっしゃったように、介護保険の認定資料の請求が非常に多いですね。ということは、認定内容がどうなっているのか不安だ、という高齢者の声の現れかなと私は思うのですが、その辺はどうなっているのかお聞きしたい。
法規担当課長	7頁以降、請求内容の所に「介護保険認定調査票」とか「認定資料」と記載しているのですが、ほとんどのものが施設入所のための必要書類として開示請求があったものですので、委員がご心配しているようなことでの請求はほとんどございませんでした。
会長	ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会長	では、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号は報告を受けたことにいたします。
諮問第10号、報告第11号、諮問第11号	
会長	次いで、諮問第10号、報告第11号、諮問第11号について一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	諮問第10号について説明。

情報システム課長	報告第 11 号、諮問第 11 号について説明。
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。
委員	21 頁の収集項目についてですが、資産状況というのはすべて把握することなののでしょうか。それから、本籍はどのように利用するのでしょうか。外国籍の場合は何か対応が変わったりするのでしょうか。
保健福祉部管理課長	<p>資産状況ですが、ここに載っている項目というのは区長申立ての場合だけではなくて、基本的に成年後見の申立てのときに必要な項目ということで、家庭裁判所から示されている項目でございます。区長申立ての場合、資産状況については把握できないこともたくさんありますので、わかる範囲で報告をするということになっています。</p> <p>それから、本籍をどのように使われるのかというのは、私どもではわからないのですが、家庭裁判所では申し立てるにあたって必ずこれを出すようにと指定されているものでございます。規則では、外国籍の方も手続の対象にはなっておりますが、私どもではまだ経験がありませんので、具体的にお答えできなくて申し訳ございません。</p>
委員	同じ項目なのですが、親族が見つからないで適当な後見人をこのセンターで調査して指定するというふうに解釈していいのかと思うのですが、お年寄りが亡くなって、死後、相続人が現れて訴えられたりしたケースも考えられると思うのですが、対応方法とか責任はどこが取るのかということは考えてあるのでしょうか。
保健福祉部管理課長	後見人の決定というのは家庭裁判所が行います。ですから、事前にその候補者を探して申立てをした方が決定は早くなるので望ましいわけですが、必ずしも必要条件ではございません。もちろん、後から相続人が出てくることがないように、十分親族調査を行うということが原則になりますが、それ以降は決定した家庭裁判所で責任を取ることになると思います。
委員	21 頁の「委託に係る個人情報項目」ですが、これは家庭裁判所から指定を受けたのかもしれませんが、33 番の口座というのはお金が入る、あるいはお金をそこから出す目的なのではないでしょうか、これはどのように伺っていますか。
保健福祉部管理課長	口座というのは口座番号のことですが、そういった資産調査の関係での一つの情報として提供を求められているものです。
委員	すべての口座ということですか。
保健福祉部管理課長	そうです。わかる範囲ですべてということになります。
委員	<p>口座というのは被後見人のことを言うわけでしょう。だから、これは必要なのです。理由は、後見人が付きますと財産関係、通帳から全部預かってしまうのです。そして、その中から必要に応じて支出していくということで、裁判所は必ず要求します。</p> <p>これに関連して私から 1 つお聞きしたいのですが、22 頁のところですが、区のやることは家庭裁判所への申立書類の提出や申立手数料、鑑定料の納付。あと、費用は本人から請求いたしますと、こうなっています。後見制度というのは被後見人の身上、財産を管理するわけですね。では、財産のない人は取りようがないですね。裁判所は、後見人には必ず報酬を払うのです。だから、先ほど言ったように、財産があるかないか。お金が払えないと言った場合に、後見人になる人がいるのだろうか。裁判所は後見人の報酬を決めますから、それを払えなければ区が払うのですか。財産のない人に、精神的におかしいよと、あるいは、身上、体の問題とか、こういったときに区はどうするのですか。これは参考のため</p>

	ですが、私も申立てをしたときに財産がなければ「後見人というのは財産管理と身上の管理なんですよ」と。「財産がない人はどうするんですか」「それは生活保護でも受けなさいよ」となってしまうのではないかと思います。そこら辺はどうなのですか。
保健福祉部管理課長	成年後見制度は、おっしゃるように、財産のある方が適用しやすい制度であることは間違いのないわけなのですが、財産のない方でも後見人が必要な事例というのはこれからも出てくるだろうと思います。区長申立てをした事例に関して言えば、申立者が後見報酬の部分も責任を持つべきと考えております。
委員	そうすると、区の方で後見人に払う費用は負担していきますということですか。月に10万円ぐらい取られていくのですが、そこら辺まで区は予算を組んでいるのですか。
保健福祉部管理課長	区長申立てのこういう制度に関しましては、国や都の補助の制度もございます。ですから、そういう制度を利用していくということはあるんですが、私どもとしては本当に必要な人に対してのみ区長申立てをしていくという姿勢で考えております。
委員	だから、そうすると家庭裁判所は鑑定料を求めますよね。区はそこでもって必要な費用に充てたり、何なりしてしまうということですか。
委員	最初に20万円ぐらいお金をいただく。
委員	いろいろ金にかかるのです。決してタダではないのです。
委員	受け付けるまでに申請料みたいなものがある。
委員	受け付けてしまってからでもまだ毎月金がかかっていってしまう。病院代も払わなければいけない。いやいや、結構な制度なのですが、そこら辺が今後どうなるのかなということで、参考のためにお聞きしておいたのですが。
保健福祉部管理課長	区長申立てはこれまで20件以上やっていますが、いまのところ、求償可能な人に対して適用するということを原則にしております。ただ、これから求償できない可能性の人も出てきますし、実際に長生きされた場合に財産がなくなってしまう場合もあるだろう。そういう場合に、区長が申立てをして後見人になった方にご迷惑をかけることがないように、それは国や都の制度も活用しながら対応してまいりたいということですが。
委員	では、そういう制度はあるということですね。それで安心しました。私も申立てをするときに、区のほうにお願いしてやってもらうことにしたい。
会長	すべてがそうなるわけではないですよ。
委員	いや、ない場合が多いですよ。
委員	21頁、22頁を通して見ると、当然、被後見人の財産目録というものを出すわけですよ。その中に不動産や動産、預金関係も全部入っているし、負債ももちろん入るので、この21頁の「資産の状況」には負債も含まれていると考える。そして、33番に口座があって重なっているの、なぜ33番の口座を特別に書いたのかなというところから先ほどの質問をしたのです。家裁はどういうつもりでこういうものを別々に書いたのか。何か、この口座を使って入れたり出したりということを考えて、わざわざ「資産の状況」とは別に33番の「口座」というものを作ったのかというつもりで質問したのです。
委員	先ほど、本当に必要かどうかということ判定した上で、とおっしゃっていたと思うのですが、その判定を誰がするのか。それから、後見人を具体的に選ぶのはどういう基準で、誰が選ぶのでしょうか。
保健福祉部管理課長	本当に必要かどうかというのは、その財産管理が非常に困難になって

	<p>いてということが、成年後見制度を利用するための大きな条件だと思えます。また、申立てをしていただける親族がいない、あるいはこのままでは本人の権利が大きく阻害されてしまうという状況です。基本的にはそういう状況を、例えばかかわっている福祉事務所であったり、高齢者の所管課であったり、保健センターであったり、そういう所が判断をして調査をしながら、最終的には家裁が決定をするということになります。</p> <p>後見人も、基本的には家裁が決定するわけですが、候補者については、先ほど申しあげましたように、事前に当てがあつたほうが決定が早くなりますので、そういう候補者を探すにあつても、この成年後見センターは弁護士、社会福祉士、税理士、司法書士、いろいろな団体の専門職の方がかかわっていますので、そういうところで成年後見センターのほうから紹介をしていただくことが、手続を速やかに進めるための重要な鍵になるだろうと考えております。</p>
委員	<p>同じ項目なのですが、区長申立ての件については資産の調査状況はわかる範囲内という説明でしたが、家裁が命令すれば資産の全貌を調査することができるということはないのですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>申立て前の段階で家裁が命令をすることはあり得ないと思います。ですから、後見人が決まった段階で、後見人に関しては、ある程度調査権というものが出てくるのではないかと考えています。</p>
会長	<p>だから、後見人が全部管理することになってしまうわけですよ。</p>
委員	<p>1人の後見人の方で複数の案件をするということは。</p>
会長	<p>それはありますよ。弁護士の方や司法書士などは結構やっていますよ。ここにあるように親族からの申立てで普通は始まるわけですが、特に今後、少子化等になれば誰もいないという人が出てくるわけですよ。そうすると、誰がやるかということになると自治体の長がやる、というために今日のこの案件が出てきているのだと思うのです。</p>
委員	<p>後見人になれば、最初にやらなければいけないのは財産の調査です。家裁に報告をしなければいけないので、それは法律に従って皆さんやっていると思うのです。</p>
委員	<p>それと同時に、親族が申し立てても、ほかの親族がいるような場合は裁判所が必ずその人たちの意見も聞きますよ。これは戸籍謄本が出ますからね。それと同時に、通常、俺が面倒見るから余計もらおうとか、いろいろなことがあつて、必ずしも親族がなるとは限りません。公平のために弁護士がなるなり司法書士がなるなり、そういうこともあります。そして、親族が「嫌です、もうかかわりたくない」と言うのもいるのです。かかわりたいというのは、財産があるからかかわりたいということも多いのですよね。まあ、これは参考のために、これは現状ですよ。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>諮問 11、報告 11 についてお聞きします。23 頁の真ん中辺りに「給付制限」という言葉と「各種教室」という言葉がありますが、意味を説明してください。</p>
介護保険課長	<p>介護保険の場合は保険料を1年以上滞納しているとサービスの給付を制限されるということが制度上ございます。この場合で言いますと、新予防給付のケアプラン作成について、これは全額1回償還払いという形になりますので、1回自分で立替払いをする、ということが生じてくるというのが給付制限ということでございます。</p>
委員	<p>各種教室というのは何ですか。</p>
介護予防課長	<p>転倒予防教室とかリハビリ教室とか、そういう介護予防に関する教室のことでございます。</p>
委員	<p>前回も、井草のほうで配食サービスの途中で個人情報盗まれたとい</p>

	うことについて説明をいただきましたが、どうやら区の中央の組織から遠くなり、委託などにいくに従ってセキュリティが緩くなっていると承りました。これから20の地域のセンターでこの介護予防に関する業務を受けるといことですが、責任は第一義的にはこのセンターにあると思うのですが、逐一、例えば名簿を持ち出してはいけないとか、井戸端会議であそこの家はこうだ、ああだとしゃべってはいけないとか、そういったことを区としては指導、助言をするつもりはあるのでしょうか。
介護予防課長	区のほうでも入退室の規則とか保管上の規則とか、そういうことを細かく示してそれを守るように指導し、区から年に何回か立入りなどをして指導をしてまいりたいと考えております。
会長	ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会長	それでは、報告第11号は受けたことにしまして、諮問第10号、諮問第11号については決定ということにいたします。
報告第12号、諮問第12号、報告第13号、諮問第13号、報告第14号	
会長	次に、報告第12号、諮問第12号、報告第13号、諮問第13号、報告第14号について一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第12号、諮問第12号、報告第13号、諮問第13号について説明。
情報システム課長	報告第14号について説明。
会長	ありがとうございました。最初に報告第12号と諮問第12号についてご意見、ご質問を受け、次いで報告第13号、諮問第13号について行って、最後に報告第14号で進めるように分けたいと思います。
委員	29頁の上のほうに「管理者がいない等の場合」と、その2行下にも「管理者がいない等の状況にある」という記述がありますが、この「等」というのは管理者がいない以外の場合も考えていらっしゃるということですか。そこをご説明いただきたいのです。
法規担当課長	管理者がいないという典型的な例は、死亡でいなくなった場合。それから「いない等」の「等」ですが、今般のように、心身喪失とか認知症とか、いても機能が果たせないような場合を「等」として言っております。
委員	ただいま大変わかりやすくご紹介いただきました。ご案内のように、国のいろいろな資料を拝見しておりますと、開業の診療所の先生方がご高齢になってきて、このような内容のものは今後避けたいのですが避けられないことも予想されるということです。この取扱いは保健所でご対応いただけるということですので、専門のお医者さんもおられますし管内のことも大変よく熟知しておられますので、そのような施設でご対応いただけることは患者さんにとっても大変ありがたいことだろうと思いますので、積極的によろしく願いいたします。
生活衛生課長	今回の場合は初めてのケースでございまして、原則は、親族、ご家族の方が引き継いでいただいて管理していただくのが原則でございまして。今回は、ご本人の心身の状況から、すぐ目の前で廃棄するとおっしゃる部分がありまして、そういう意味で、緊急避難的に保健所で管理することでありまして、あくまでも例外的な取扱いとしてまいりたいと考えております。
委員	29頁のいちばん下の備考欄の◎の長い記載の右側半分がよくわからないのです。「医療機関に」の次ですが、「診療実績のある者から収集する個人情報」とは、受診者から収集した個人情報という意味ですか。
法規担当課長	カルテに記載がある方ですから、おっしゃるとおり、受診者というか、

	患者さんの個人情報です。
委員	そういうことですよ。なるべくわかりやすくしてください。
会長	これは実態としてどのぐらい発生する可能性があるのですか。相当あるのではないかと思いますけれども。
生活衛生課長	いま杉並区内に診療所が約 500、歯科を合わせると 1,000 ぐらいあります。その医療管掌を保健所で担当しておりますが、今まで、そういうケースは、医師会に所属しているお医者さんとか、そういう方の場合は医師会がかかわって親族等と調整をさせていただいて解決したということがあります。今回は医師会に所属していないお医者さんの場合で、また、特殊なケースだったということで、ごく例外的に初めてのケースということでございます。当然、今後、ご高齢等で医院の廃止がありますが、通常は親族、ご家族の間でカルテ等の継承が行われて解決していけるものと思われま。しかしながら、例外的なものについては今後とも対応してまいりたいと考えております。
委員	ただいまのことに関連してですが、どのぐらいの件数があったのか、多いのではないかとご質問ですが、都のほうで全都的な資料をとっております。それを見ると、2、3年に1例あるかないかで、従来とあまり変わらないということのようでございます。たまたまこれを拝見しております、珍しいなということで、保健所で対応いただけるのは大変いいことだなと思っております。
会長	わかりました。ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会長	なければ、報告第 12 号は報告を受けたことにいたしまして、諮問第 12 号は決定といたします。次に、報告第 13 号、諮問第 13 号についてご質問、ご意見ございますか。
委員	現在、建築士法等の改正等、いわゆる建築士さんの業務の問題は非常に問題になっていますが、この専門機関というのは建築士事務所ないし一級建築士、二級建築士になるのだろうか。区内でどのぐらいの人たちがいて、その人たちが適正な業務をするかどうかという、その審査基準はどのように考えておられるのですか。
住宅課長	ご指摘のとおり、建築士事務所協会を木造住宅の審査について想定しております。それは耐震診断を最初にやってもらっているのが昨年からはそちらの団体でやっておりますので、それに合わせてやっただくと考えております。建築士さんがどれほどいるかというのはいま私も把握しておりません。それから、そのチェックですが、一応、専門機関ですので正しい専門的な知識に基づいてチェックされるものと判断しております。
委員	診断士というのは、一応、東京都の場合は都でやっていますよね。東京都で講習をして、診断士という資格を与えて、それは建築士の方たちが大変多いですが、その資格をもらった方たちが建物を調査して、どのぐらいのものかということをおある程度調べるのです。そのときに杉並区でも助成金を出して検査をしていますよね。その中で調査された方がどうしても補強したいというときに、去年までは最高 25 万円でしたよね。今年は 50 万円で、工事の 2 分の 1 までを区が補助するということであって、それを今回からマンション等の鉄筋にもやろうということになったわけですよ。ですから、誰でもいいという形の診断ではないので、その点は心配ないと思います。それはうちの建築組合のほうでもやらせていただいています。たしか、そんな内容でしたよね。
委員	32 頁の「委託に係る個人情報の項目」の所に「図面」という項目がありますが、区ではこういう書類の保存年限は何年というのがあると思う

	のです。これは地震が発生するまで保存するのでしょうか。
住宅課長	地震が発生するまでというのは無理だと思います。一般の保存年限に応じて行いますので、一般的には5年ないし10年程度と思っております。
会長	ほかにございますか。
	(特に発言なし)
会長	なければ、報告第13号は受けたことにいたします。諮問第13号は決定となります。次いで、報告第14号についてご質問、ご意見ございますか。
	(特に発言なし)
会長	それでは、報告第14号は受けたことにいたします。事務局で答申案文をお配りしますので、ご確認をお願いしたいと思います。
	(答申案配付)
会長	この内容でよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、事務局から区長宛に答申書を送付してください。ここで休憩をとります。
	(休憩)
諮問第14号	
会長	再開します。諮問第14号「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例等の規定を見直すことについて」について説明をお願いします。
法規担当課長	諮問第14号について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はありますか。
委員	目的外利用と第三者提供の禁止についてお聞きします。委託を受けたリサーチ会社が閲覧に来ることがよくあると思うのですが、これは第三者提供に当たるのですか、当たらないのですか。
区民課長	例えば公共団体から委託を受けたリサーチ会社が閲覧に来るということはあります。これは実際に委託契約を公的機関、報道機関など、そういった所と結んでいますので、これは第三者提供には当たらないと考えています。
委員	第三者提供に当たらないとすると、この情報管理をする責任の所在は、委託をした元の会社ですか、あるいはリサーチ会社ですか。
区民課長	これにつきましては、どういう契約を受託側と委託側で結んだかということにもよるとは思いますが、通常は委託をした側、すなわち、先の例で申し上げますと公的機関とか、そういった所に主な責任があることとなります。通常、その契約の中での守秘義務契約を結ぶという形になっています。
委員	今日の諮問の内容ですが、一応、法改正に伴ってこのいくつかの項目について見直しますということを確認するというか、そういうことで、具体的な内容はまた後日ということになるわけですね。今日は具体的な規定までは入っていませんよね。規定というかこういう文章になりますとかというのは、別途区議会に提案されるということですね。
区民課長	本日は先ほど法規担当課長も説明申し上げたとおり、法改正の内容につきまして資料3の2頁目にある表で、その改正の内容に基づいて、現行条例あるいは要綱等に盛り込んでいくという形になります。実際に第3回定例会で住基プライバシー条例の改正をするにあたっては、もちろんいまご指摘のように、どういう条文がどう変わるのかということも含めて区議会にお諮りをするという形になります。
法規担当課長	補足します。いまの区民課長の答えのとおりですが、条例の改正の中

	身については議会の議決事項になっておりますので、今は、こういう方向で規定整備を行いたいということで諮問しているわけでございます。
委員	先ほどの質問に関連するのですが、元の委託した会社に管理する責任があるということであれば、リサーチ会社からこの情報が外に出ていくことはないと考えていいのですか。この辺の管理責任は、リサーチ会社にあるのか委託した会社にあるのかということは、閲覧に来た者に対して責任は明確にするようになっているのですか。
区民課長	先ほど申し上げたとおりですが、少なくとも契約をする側、すなわちリサーチ会社に頼む側が、少なくとも大量閲覧をする主体といえますか、たまたまその主体が直接来ないだけの話です。そういった意味で申し上げますと、それは法律といえますか、契約書にもその部分は盛ると通常は考えられますが、少なくとも委託する側の責任になるということを先ほどご説明しました。
委員	例えば調査が終了したら名簿を返してもらうということはできないのですか。
区民課長	いま現在では名簿を回収するということは考えていません。その分、実際に大量閲覧に臨むに当たって、閲覧する側には、さまざまな規制をかけていくということです。
委員	いま現在、インターネット上のホームページで住民基本台帳から閲覧したと明記された地域リストの名簿の売買を謳っている業者がありますが、そういうことを把握していらっしゃるでしょうか。現時点ではそういう業者を排除することができるようになっていきますか。市場調査と称した目的を見破れるようなスキルを獲得していらっしゃるでしょうか。
区民課長	最初の質問ですが、そういった問題のある業者があるということは、こちらでも数社把握をしています。リサーチという名のもとという2つ目のご質問ですが、少なくともリサーチにつきましては、あるいは調査につきましては、その調査がどういう目的でなされるのか、過去にそういった調査を行ったのか、その成果物があるのかないのか、そういったことを綿密に審査するという形になりますので、少なくともその主体がどこか、その目的が何か、さらにはまた大量閲覧という目的、方法でしか調べる方法がないのかを厳密に審査しますので、そこからその情報が漏れることはまずあり得ないと考えています。
委員	私は「規定無」のほうで「公共的団体」という言葉と「地域住民」という言葉と「福祉」という言葉について伺いたいのです。公共的団体は大体想像でわかりますが、ある程度定義をお聞きしたいのと、「区民」でなくて「地域住民」という言葉になっているけれども、これはどういう意味があるのかということ。それから区民全体の福祉か個人の福祉か、この「福祉」という言葉もどういう定義付けが行われているのか、この3つの「公共的団体」「地域住民」「福祉」という言葉について伺いたいと思います。
区民課長	「公共的団体」は具体例で申し上げますと、杉並にも多数の自治会、町会、あるいは産業振興協会等で、まさに定款、寄附行為の中で地域の福祉に寄与すると、そういった団体があります。そういった方々あるいはその団体のことをまず意味するということです。「地域住民」につきましては、なぜ「区民」と書かなかったかということですが、もちろん区民とほとんどイコールという形で理解していただければと思うのですが、広く地域に住む人々ということで、あえて「区民」という表現をせずに「地域住民」という形にしております。 「福祉」は、いま公共的団体の説明と地域住民の説明を申し上げましたが、例えば自治会が地域の住民に対して、1つの例で申し上げれば、

	<p>敬老の日にある程度の年齢の方、一定以上の年齢の方に、例えば贈物をするとか、そういった場合も福祉の向上という1つの例として挙げられるかと思えます。そういった活動に資するために大量閲覧、その住民基本台帳を参考にするということは、これも法が認めた内容だということと言えらると思えます。</p>
委員	<p>先ほどの委託・受託の関係ですが、委託者・受託したリサーチ業者、それから区と3つ、3者を考えた場合に、誰がこれを不正使用するのか。委託した者がやる場合もあるだろうし、リサーチ業者から流れる場合もあるだろうし、違反を制裁する、予防するという意味では、できる限り広く補足するのが望ましいと思うのです。先ほどのお答えだと、委託者のみのように私は聞いてしまったのです。そういう意味では委託・受託・区という関係で、これは申請のときに委任状で確認しなければ目茶苦茶になるのだろうという前提で聞いているのですが、委託者・受託者を含めて不正閲覧、不正使用された場合に、両方捕捉するという形には、条例上になってないのですか。</p>
区民課長	<p>国の個人情報保護法上は委託者が、もちろん先ほどから申し上げているように制約を受けるというか、万が一のときにはその罰則を受けるという形になっているわけです。こちら受託する側、すなわち間に入る側とその委託者との契約の内容等につきましても、中身を確認するとか、あるいはその間に入る側のセキュリティポリシーがどうなっているとか、そういったことの確認は委託者側からすることで情報の漏洩をなくしていく、そういう働きかけをいままでもやっております。また、これからもやっていくこととなります。</p>
委員	<p>「公共的団体」の項目についてですが、いまご説明いただきましたが、町会とか区の下請けのNPOなども含まれるらしいのですが、もう少し具体的に定義をしませんと、おぼえめでたい団体だけが認められることになるのではないかという不安がありますので、公正で明確な綱領を決めていただきたいをお願いします。</p>
法規担当課長	<p>公共的団体は自治法の法令用語です。公共団体というと都道府県、市町村、自治法に規定する全部事務組合、一部事務組合をいうと。公共的団体も法の条文の中に入っています。先ほど区民課長が説明したようにどこからどこまでの範囲というのは政令では書き込んでいませんが、一応、法的には法令用語としてきちっと定義されているとなっています。</p>
委員	<p>私もいま「公共的団体」の所がすごく限定というか曖昧な感じがすると、いま伺ってその法令があることを初めて知ったのです。こういう判断を、対応する職員によって違ったりすることはないですか、今までいろいろなことでそういうことがあったので。</p>
法規担当課長	<p>それはありませんし、例えばいま指定管理者ということで移行していますが、その指定管理者制度に入る前は、自治法上の公の施設を管理委託できるのは公共団体又は公共的団体と、その範囲は限定されていました。ですから、職員によってこれが公共的団体に入るのか入らないのかということで、担当職員によって対応が違ってくるということはまずないと考えています。</p>
委員	<p>よく聞くのですが、子ども宛に自衛隊からダイレクトメールが届くという例がありますが、これは自衛隊の閲覧は法律には違反してないということですか。</p>
区民課長	<p>自衛隊については国の機関という形になりますので、そういった意味での主体として、今回は法律の中にも盛り込まれているという形になります。</p>
委員	<p>その場合は料金は防衛庁から徴収しているのですか。</p>
区民課長	<p>料金については取っていません。防衛庁は国の機関ですので、公用請</p>

	求という形になりますので、料金は取っていません。
委員	先ほどから問題になっている「公共的団体」は、区の中では何かこういうものを指すのだという統一的な基準表とか、そういうのはないのですか。
法規担当課長	自治体ごとに定めるという話ではなくて、これも日本全国、公共的団体はどういうものかということになっていきますから、先ほど区民課長が言ったように法律用語辞典とかを引けば、例示が紹介されていますが、特に、杉並区は公共的団体をこのように定めたとかの基準はありません。
委員	窓口の職員が相手 came ときに、これは公共的団体に入るのかというときに、何か参考になるマニュアルというほどではないけれども、これは事例集あるいは例示、こういうものは入るのだというものがあれば、比較的統一的に運用できるのではないかと私は思っています。これはあるのかと聞いたのです。
区民課長	現場の責任者から言いますと、少なくとも窓口の担当によって公共的団体の性格といいますか解釈が変わることはないと考えています。それはいま法規担当課長もお話申し上げたように、ある程度自治法の範囲の中で文言が定められていて、先ほども1つの例として出した自治会とか町会、産業協会、ここでこういった形で挙げられる程度のものと理解しています。そういった意味で考えると、公共的団体という形で闇雲に、いまそういったご不安があるのでしょうか、解釈として広がっていくことはまずあり得ないと思っています。それと、主体と目的、これも含めて審査の対象にしますので、その辺でもたががはまるというふうには現場のサイドからは考えています。
委員	先ほど厳密な審査をした上でとおっしゃったのですが、窓口へ行って、すぐその場で厳密な審査をとということですか。
区民課長	ケース・バイ・ケースです。公的機関などの場合にはそういったことが多いと思いますが、少なくともそうではない場合、いま問題になっている公共的団体とかそういった所の場合には、ある程度提出していただく書類の審査とか、あるいは必要に応じて調査等も行いますので、内容によっては3日あるいは1週間、可否を決定するまでに時間がかかることもいままでにもありました。
委員	もう1つ念押しですが、公共的団体であると認識していた場合、それに伴う役員とか、その団体の長であるとか、またはそういう役員、そういう者の氏名は出すけれども、住所・氏名・電話番号、それは公開はしないわけですか。
区民課長	氏名は誰の氏名ですか。
委員	それにかかわる団体の要職がありますね。その人たちの氏名・住所・電話番号等は出るわけですか。それは出ないわけですか、認められた場合に「規定無」になっているけれども。
区民課長	「規定無」というのは補足をしますと、現行条例では、いま表の2段目にあります「公共的団体が行う云々」の所が認められてないという形になります。ところが、いま法ではこういった公共的団体の公共性の高いと認められるものに対しては、言うならば閲覧はOKだということになりますので、その分現行条例の「規定無」という所をこれから改正していくと、そういう意味です。
委員	公共的団体とか公益性が高いというのは、それは何か普遍的なようであっても、立場によってどう考えるのかというのは相反するような場合もあるのではないかと思うのです。先ほど限定してこういう団体と言っているわけではなくて、法律はこういうものですよという括りになっているわけですね。

法規担当課長	<p>と言いますのは、公共的団体そのものが廃止されたり新しくできたりしますから、ここまでですと決めてしまうと、新しくできる団体が全部その都度決めなくてはいけなくなりますから、こういうものだという範囲を定義します。</p>
会長	<p>話がずれているのではないかと思います。私の整理の仕方が悪いかもしれませんが、2頁の現行条例と法改正の内容ですよね。今度の法改正の結果として「閲覧の主体及び目的の限定」と「閲覧の審査と個人情報の取扱いの厳格化」の2点があると。それに対応する杉並区の条例の場合に規定があるのがいちばん上の「弁護士等の職務上の請求」の場合ですよね。あとはともかく規定がないと。だから、その分を今度法律がいわば条例よりももっと先に厳格化を実現してしまったわけです。だから、それに併せて区の条例も厳格にしようというのが、いま提案されている趣旨だと思うのです。</p> <p>だから、それに即した条例改正をするというので、ここにあるように、審議会でこういう閲覧制度の再整備の諮問があって、この方向性でいいとなると、9月の区議会の第3回定例会に条例の一部改正を提案する。実施は、この法律の施行日が公布の日から6カ月内となっているから、政令でその日が決まってから、それに併せて条例も施行しようということでしょう。</p>
法規担当課長	<p>おっしゃるとおりで、いま公共的団体がどうだという話ですが、これが今回の改正された住民基本台帳法の第11条の2、見出しは「個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」という規定ですが、第11条の2の第1項の第2号の条文どおりの表現でして、「公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施」といって、法律での条文そのものなのです。いま会長が言われたように、いま議論になっている所は法の条文の話ですから、それを区で法の条文がどうだと言われても、これはこう規定すべきだという話はできかねるところもありますが、それに併せて条例改正をしたいという諮問です。</p>
委員	<p>法律が変わったけれども、その法律の文言がある種抽象的な文言で、価値観を伴ってその解釈によっては伸びたり縮んだりする文言が使われている。「閲覧の主体及び目的の限定」の点で、住民側からするとこの法律がどういう目的で作られて、どう運用されるのかと、そういう心配があります。</p> <p>だから、少なくともこの審議会においては条例化するにあたっては、そうした住民の、法律が抽象的な文言を使わざるを得ない中で、具体的な条例を制定するにあたって、そういう住民の不安・心配がないようにできるだけ明確化してほしいという趣旨で、審議会としての意見を、審議会委員の個人意見でも構わないのですが、議会での審議にあたっては、くれぐれもそういう所を斟酌していただきたいというお願いなり意見ぐらいは出したほうがいいのではないかと私は思うのです。</p>
会長	<p>それはいままで何回かやっていますので、今回、皆さんからそういう趣旨でのご意見が多ければ、付して答申すればいいと思います。区議会できちんとやってくれなければ困るわけですからね。ここに議員さんもおられることだから。</p>
区長室長	<p>先ほど法規担当課長からもご説明申し上げましたが、例えば財団法人何々ということすべてを列挙するのはなかなか難しいですので、そういったのはその中から類推していくものが多々あるだろうと。ただ、そういった内容はそれぞれ行政実例等々ありますので、そういったものの判断によって個々議論されていけばよろしいかと思えます。しかし、基本</p>

	<p>的にはこの法改正の中身を踏まえて私どもは条例審議をしていただいて、その中でその条例の内容については議会でご議論していただくという性格ですので、私どものこの審議会の中ではこれをこういった形で、今後、条例改正をしていくという問題として是非とらえていただければと存じます。</p>
委員	<p>個人情報がいろいろと出てすごく困っているということは、確かに事実そういうことがたくさんあるので、こういういろいろな規定ができることは、それはある意味ではありがたいことだと思うのですが、例えば区の方針に合わない団体は公益性が高くないということにならないかという不安を私は感じるので、これから具体的にいろいろと詰めていく段階で、議員さんにも、その点の心配が誰にとっても心配のない方向を探っていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。それでは、諮問第 14 号については決定とします。そうしますと事務局から答申（案）を配りましたら内容をご確認いただきたいのですが、先ほど出た区長に注文というのはいかがですか。</p>
区長室長	<p>審議会ですらそういったご意見があったということは、当然、議事録の中に残るわけですので、諮問のこの問題とは性格が異なる問題ではないかと考えられるのではないかと思います。僭越ですが。</p>
会長	<p>議事録に残っているかと思しますので、それでよろしいですか。</p>
	<p>(一同異議なし)</p>
会長	<p>それでは答申案をお配りします。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>(答申案配付)</p>
会長	<p>いかがですか。よろしいですか。</p>
	<p>(一同異議なし)</p>
会長	<p>それでは、この案文で区長に答申するということにします。 本日の審議は以上のおりです。本日はどうもありがとうございました。事務局から何かほかにありますか。</p>
法規担当課長	<p>次回の審議会の日程ですが、10月27日（金）午後2時30分でいかがですか。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、以上で第2回当審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。</p>